



2024年3月22日

各 位

会社名 株式会社グッドスピード  
代表者名 代表取締役社長 加藤久統  
(コード番号: 7676 東証グロース)  
問合せ先 取締役管理本部長 大庭寿一  
(TEL 052-933-4092)

## 関連当事者取引及びオプション販売に係る追加調査結果 並びに再発防止策に関するお知らせ

当社は2024年1月4日付け「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」において公表しましたとおり、第三者調査委員会による調査結果を真摯に受け止め、具体的な再発防止策の策定について検討してまいりました。当社が今後取るべき再発防止策は、第三者調査委員会の調査報告書で指摘のありました売上の先行計上等に加え、関連当事者取引及びオプション費用の無断付帯に係る追加調査結果を踏まえた対策として、下記のとおり、本日の取締役会で決議いたしましたので、お知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめお取引先及び関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、信頼回復に向けて、全力で再発防止策を取り組んで参る所存ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 【原因分析及び再発防止策の概要】

##### 1. 役員の意識改革と牽制機能の強化

・当社グループにおける売上の先行計上は、長年にわたり役員主導のもとに行われ、多数の役職員が関与しない認識しており慢性化しておりました。また、業務執行取締役相互の監視・牽制機能も完全に無効・形骸化しておりました。

・業務執行取締役は株主から選任されている自覚を持ち、自らの役割・責任を再確認いたします。不適切な処理の主導や指示に従うことがないよう、外部専門家のアドバイスを受け構築する役員研修の受講を通じて、取締役としての役割・責任を理解し、自己研鑽を重ねてまいります。

・内部統制システムを適切に機能させ情報収集を行うため本部長以上及び内部監査部長、コンプライアンス部長が出席する執行役員会の開催を2024年2月より開始しております。毎週開催とし、執行役員会で各部門の課題を共有し忌憚のない協議を行うことにより、従来の営業偏重ではない、風通しがよく自由闊達な協議ができる企業風土を構築し、業務執行取締役及び執行役員が相互の監視・牽制を行う場として運営いたします。

・コンプライアンス強化を推進するため2024年2月より管理本部内にコンプライアンス部を新設し、再発防止策の計画作成及びその実行並びに各部門で導入する仕組みが有効に機能しているかの確認を行ってまいります。

##### 2. 監査等委員の監督強化

・前任の常勤監査等委員は、店舗における車両納品確認書の偽造について指摘しており、当該指摘が行われていることは現任の監査等委員も認識していましたが、指摘事項の是正状況について継続的に調査や確認を行わず、本来求められる監督機能を果たすことができませんでした。

・監査等委員会の監査方法と関与の在り方を再検討いたします。監査等委員会は、毎月の活動状況を取りまとめた月次監査報告書を作成し、重点的に取り組んだ事項や発見事項・改善点等につき、定例的に代表取締役社長と情報共有を行ってまいります。2024年2月より人員・体制を強化した内部監査部門を監査等委員会直下の兼任の補助使用人として活用し、本部や店舗の監査結果を共有し、よりきめ細かいチェック体制を構築いたします。

・監査等委員会は、監査実施報告書に基づき、年度ごとの重点監査項目と取締役の職務執行について報告・議論し、業務適正確保のためにコミュニケーションを強化し、内部監査部門の監査項目を見直して業務全体の改善を図ってまいります。

### 3. 役員の権限の適切な配分

・当社の役員間において上司と部下の関係は、上司に絶対に従わなければならない営業偏重の社内風土になっていたことにより、売上の先行計上において他部署の協力及び関係各部署における不適切な事務手続きが行われておりました。

・取締役間の上司・部下、評価者・被評価者の関係を避け、相互の監督・監視を強化するため、取締役の業務分掌の見直しを行います。

・指名・報酬諮問委員会は、取締役の評価に用いる客観的で合理的な基準及び体制を整備いたします。

・取締役の就任後の評価には、業績や貢献度、相互の監視・牽制機能の遂行などを客観的かつ合理的に評価する基準を設け、指名・報酬諮問委員会が判定し、取締役会が評価を決定いたします。

### 4. 内部監査部門の体制強化

・内部監査部門において、内部統制上の不備を発見した場合も営業部門からの干渉を受け報告しないなど、監視・牽制機能が有効に発揮されていなかったことから、内部統制システムを適切に構築することができませんでした。

・内部監査部門の独立性を確保し、監視・牽制機能が有効に働くような体制整備を目指してまいります。

・2024年2月より内部監査部門の人員を1名増員し、部長と課長の2名体制で内部監査を行い、監査機能を強化いたします。

・内部監査を組織的かつ実効性あるものとし、内部監査部門と監査等委員会の連携をより強化するため、実務については内部監査部門を監査等委員会の直下に置き、体制及び内部監査計画の見直しを行ってまいります。

### 5. コンプライアンス意識の改革

・売上の先行計上は、長年にわたり継続的に行われており、一部役職員は違法性ないし不正を認識しつつも、目標予算達成に必要な利益を確保するために不適切な対応が全社レベルで行われておりました。

・コーポレート・ガバナンスを回復するために、役職員がルール遵守の意識を持つ環境を構築いたします。具体的には幹部向けのコンプライアンス研修プログラムの設立、全従業員向けのコンプライアンス研修動画の提供、研修後の理解度テストなどを、継続的に行います。

・不適切な取引を防ぐため、監査等委員会、内部監査部門、管理本部が各種法令及び会社諸規程等の実行性と有効性を監修し、違反者への処分案をコンプライアンス委員会で決定し、取締役会で審議いたします。

### 6. インセンティブ報酬制度の見直し

・店長以下の営業社員は、月次の目標を達成した場合にインセンティブが付与されておりました。

・営業成績に偏重したインセンティブ報酬制度からの脱却を前提とし、ルール遵守やサービス品質に焦点を移したルールへと見直しを行います。見直しを行ったルールはコンプライアンス委員会にて内容を監修し、取締役会にて審議いたします。また、見直しは継続的に実施してまいります。

### 7. 売上計上に係る仕組みの整備

・売上計上は、車両納品確認書に記載の納車日に基づき経理処理担当が納車日を入力することで完結となります。しかし、販売担当者が車両納品確認書に実納車日と異なる日を納車日として記入しておりました。

・売上計上に係る書類偽造を防止し、偽造が発生した場合直ちに検出される仕組みとして、客観性を有するシステムの確認方法を2024年3月下旬より導入いたしました。2024年4月より内部監査部門の監査項目の一つといたします。

### 8. 内部通報制度の周知徹底

・当社グループでは、内部通報制度は既に導入されておりましたが、従業員等に内部通報制度の重要性と窓口の周知徹底を行うと同時に、周知時のアナウンス表記を改善し、利用を促進してまいります。

・2024年3月より当社から完全に独立した相談窓口（日本公益通報サービス株式会社）を新たに設置し、従業員等に積極的な周知を行ってまいります。

### 9. 営業偏重の組織風土からの脱却

・売上先行計上において、営業部門の指示・判断に従わざるをえない、営業偏重の企業風土が醸成されておりました。また、高い予算数値により、営業部門へ過度なプレッシャーが掛かっておりました。

- ・経理部など管理部門や内部監査部の意見を尊重する組織風土の構築に取り組んでまいります。営業中心の風潮から転換し、執行役員会での協議を通じて議論を促進いたします。
- ・予算に対する過度なプレッシャーを軽減するため、予算編成プロセスを変更いたします。各部門からボトムアップで提出させた後、予算編成及び進捗予想は外部専門業者に委託し、客観的な適正性評価を受けた後、取締役会で審議いたします。

#### 10. 利益相反取引を含む関連当事者の監視

第三者調査委員会の調査報告書において、法令上必要な取締役会の決議を経ることなく、代表取締役社長が会社との利益相反取引を行っており、コンプライアンス意識が欠如していたと認められるとの指摘を受けております。

- ・代表取締役は、会社と個人との利益相反取引と決別し、原則今後一切の利益相反取引を行わないこととし、取引が発生する場合は取引実行前に正しく取締役会での承認がなければ実行しないルールを運用を行います。
- ・関連当事者等取引管理規程の改定により、主管部署を経営戦略部から経理部に変更し、主管部署は売上管理システムから会計システムへ取り込むために出力するファイルと関連当事者リストを突合し、会計システムに取り込む前に関連当事者取引の有無確認による調査の厳格化や報告・照会手続きの明確化を行います。
- ・監査等委員会は、監査の一環として実施中の取締役職務執行確認書（取締役の在職期間を通じて利益相反取引等の法令遵守を中心とした自己の確認書類）と関連当事者リストに記載された取引内容を突き合わせ、関連当事者取引及び利益相反取引が取締役会の承認を得ているかについて、事後確認を行います。
- ・取締役管理本部長、内部監査部、監査等委員会で、利益相反取引の取締役会への付議状況及び役員の利益相反取引の発生について、定期的に確認・監視を行う仕組みを導入いたします。

なお、利益相反取引を含む関連当事者取引に関する社内調査結果は以下の通りです。

第三者調査委員会の調査報告書（以下「調査報告書」という。）において、第三者調査委員会の主たる調査目的である売上の先行計上とは別に調査報告書 66 頁で、代表取締役の利益相反取引について指摘を受けて、2024 年 1 月中旬より社内調査を開始し、監査等委員 3 名が調査補助者 1 名によるデータ収集・分析を基に検証を行いました。

調査対象については、調査対象を代表取締役社長（以下「社長」といいます。）、その管理会社 1 社及びその近親者 8 名とし、調査期間は、第三者調査委員会の調査期間である東京証券取引所マザーズ市場（現グロース市場）上場直前期以降、2018 年 9 月期～2023 年 9 月期の 6 年間に調査しました。調査手順としては、総勘定元帳や振込記録等の突合、デジタル・フォレンジックのデータの内容確認、社長及び当時の管理担当取締役に 2 回、関係部署の当時の責任者に 1 回ヒアリング調査を行いました。

調査の結果、取締役会で付議されていない事案として、通常の商業ベースの取引でありましたが、当社と社長との直接取引で 2022 年 9 月期に自動車買取 2 件合計 25,316 千円及び自動車買取 1 件 1,872 千円、その他社長の近親者において、自動車買取 2 件合計 3,192 千円、自動車販売 1 件 4,685 千円、また、調査報告書に記載されている社長の住宅関連資金等（2022 年 9 月期に 4 回合計 80,000 千円 2023 年 9 月期に 1 回 5,000 千円）での金銭の融通事案がございました。

また、2023 年 6 月に名古屋国税局から追徴課税を受けた、社長個人が 100%出資する(株)GYM76 の人件費等の未収入金 6,488 千円については、(株)GYM76 が負担すべき人件費と考えられることから、2024 年 1 月 31 日に 2,000 千円、2024 年 2 月 19 日に 4,488 千円の回収により、全額解消しました。2020 年 9 月期に発生した社長宛前払費用 5,000 千円は発生原因・使途が不明であったため、2024 年 2 月 27 日に社長から全額返済を受け解消しました。現在、社長宛の関連当事者取引残額については、全て解消済です。

なお、2014 年 4 月に当社が岐阜信用金庫からの借入に係る金銭消費貸借契約書締結の際差入れた社長の個人連帯保証については、本来旧マザーズ市場上場時に社長の個人連帯保証解除を申し入れるべき処、認識の相違があったため、現在も継続されております。

監査法人 A&A パートナーズ（以下「会計監査人」という。）においても、監査意見の対象となる 2021 年 9 月期～2023 年 9 月期の 3 年間関連当事者取引の確認作業を進めております。関連当事者取引に関しては、特段財務諸表への影響はございません。

以下の決算開示に関しまして、過年度の有価証券報告書の関連当事者注記及びそれに関連する支配株主等に関する事項の開示を訂正いたします。

##### 2021 年 9 月期 有価証券報告書の注記【関連当事者情報】

- ・当社の岐阜信用金庫からの金銭消費貸借契約に対する社長の連帯保証

##### 2022 年 9 月期 有価証券報告書の注記【関連当事者情報】

- ・当社の岐阜信用金庫からの金銭消費貸借契約に対する社長の連帯保証

- ・社長宛の住宅関連資金 4 件 取扱合計 80,000 千円
  - ・社長からの自動車買取 2 件 取扱合計 25,316 千円
- 2023 年 9 月期 有価証券報告書の注記【関連当事者情報】
- ・当社の岐阜信用金庫からの金銭消費貸借契約に対する社長の連帯保証

#### 11. オプションに関する調査報告

・第三者調査委員会よりご指摘のありました社内目標達成のためのオプション費用（車両購入時にパーツ、用品等の追加装備品又は追加サービスにかかる費用のこと）の無断付帯については、第三者調査委員会から当社の監査等委員会が委嘱を受け、監査等委員 3 名が内部監査部 2 名の集計したデータを検証する形で社内調査を実施するとともに、会計監査人の監査手続きの一環として連携を図り、以下のような調査を行いました。

調査実施期間は、当初、2023年11月14日～2024年1月31日までとしました。調査は、会計監査人と打合せを行い、複数回に亘ったこと及び調査対象も順次拡大したことから、時間を要する結果となりました。調査方法は、サンプル抽出方式を採用し会計監査人の監査意見の対象となる2021年9月期～2023年9月期の3年間で合計1,000件以上を抽出し調査しました。調査対象は、財務諸表への影響を考慮し、下取車有りやオプション売上が1円以上の車両本体価格及び下取車価格とオプション価格の間で価格・内容調整を行っている事案としました。調査の結果、本件に係る過年度の売上原価の取消しによる影響額「※表 1」、過年度の売上原価から商品への変更による影響額「※表 2」は以下の通りであります。

※表 1 (単位：千円)

四半期会計期間／年度	2021 年 9 月期	2022 年 9 月期	2023 年 9 月期
第 1 四半期会計期間	4,683	5,133	7,119
第 2 四半期会計期間	1,937	11,413	17,571
第 3 四半期会計期間	1,291	17,612	17,187
第 4 四半期会計期間	4,096	12,793	13,032

※表 2 (単位：千円)

四半期会計期間／年度	2021 年 9 月期	2022 年 9 月期	2023 年 9 月期
第 1 四半期会計期間	2,110	3,421	6,448
第 2 四半期会計期間	589	5,177	15,565
第 3 四半期会計期間	488	10,252	12,266
第 4 四半期会計期間	2,558	6,786	13,061

原因分析及び再発防止策については、本件発生の原因としましては高い予算設定をした事により過度なプレッシャーを感じさせてしまった目標設定プロセスと、システムの契約内容を変更できる権限を役職者以外にも保持させていた為に安易に変更できる環境であった事であります。

・再発防止策として、2024 年 2 月に契約内容の変更権限を部長以上の役職者に限定し、個人の判断で変更できないようにいたしました。今後につきましては、3ヶ月に1度、部長以上のログインパスワードを強制的に変更し ID の流用防止を行います。また再発防止策の実効性を確認するために、システム課が主管部署となり 2024 年 4 月より 3ヶ月に一度、不正な ID 使用が無い PC ログのシステムチェックを行うとともに、経営戦略部が主管部署となり、2024 年 3 月より毎月、注文書とシステム入力内容の差異が無いか一定量継続して調査していきます。

#### 12. 経営責任の明確化

・2024年1月30日付け「取締役の辞任及び役員報酬の減額に関するお知らせ」で公表のとおり、経営責任の明確化を図るため、取締役 3 名が辞任いたしました。また、第三者調査委員会の調査報告書の提言内容を厳粛に受け止め、経営責任の明確化を図るため、代表取締役は売上先行計上を認識しておらず直接関与していないことから、月額報酬の50%を3ヶ月間減額することを指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会にて決議いたしました。前記開示当時進めておりました関連当事者取引調査は完了しており、調査結果及び既に実施済の処分内容等を踏まえ社内で検討した結果、追加処分等はございませんでした。

#### 13. 再発防止委員会の設置

・上記それぞれの再発防止策が遅滞なく実行されること、監査等委員会監査及び内部監査並びに会計処理が適正に運用されていることをモニタリングするため、今般新たに、取締役管理本部長を委員長とし、委員として監査等委員、コンプライアンス部長、内部監査部長、経営戦略部部長の 6 名で構成した社内で「再発防止委員

会」組織を設置いたします。また、コンサルティング会社などの助言を頂きながら進捗管理並びに再発防止に努めます。再発防止策の進捗は、適時開示してまいります。

以上